

派遣労働者の適正な受け入れについて

労働者派遣制度は、本来、臨時的・一時的な労働力需給調整の仕組みであることから、派遣労働者を派遣就業の場所ごとの同一の業務について、常用雇用代替の恐れが少ないとして労働者派遣法施行令で定めた専門的な業務（専門26業務）等を除き、派遣可能期間（原則1年、最長3年）の制限を超えて受け入れることができないこととなっています。

しかし、派遣可能期間の制限を逃れることを目的に、専門性のない業務についても、契約上は「専門26業務に該当する。」としている事案が見受けられます。

専門26業務での派遣労働者の受け入れにあたっては、厚生労働省ホームページに掲載されている「[派遣会社の事業所の皆様へ](#)」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/haken-shoukai15/dl/01c.pdf>)

及び「Q & A いわゆる「複合業務」における派遣受入期間の制限等について」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/haken-shoukai02/pdf/01.pdf>)にご留意いただき、適正な派遣労働者の受入れにご協力くださるようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。

富山労働局需給調整事業室

電話:076-432-2718

住所:富山市神通本町 1-5-5